

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月 2 日
【計算期間】	第 5 期（自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
【ファンド名】	みずほアジアファンド（ロングオンリー型）
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 愼 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主として日本を除くアジア諸国の株式に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

< ファンドの特色 >

日本を除くアジア諸国の株式に投資を行います。

中・長期的にベンチマークである「MSCI AC アジア 除く日本（円ベース）」を上回る運用成果の獲得を目指します。

フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「フルトン」といいます。）が運用を行います。

2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国 内 ●海 外 内 外	●株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	-------

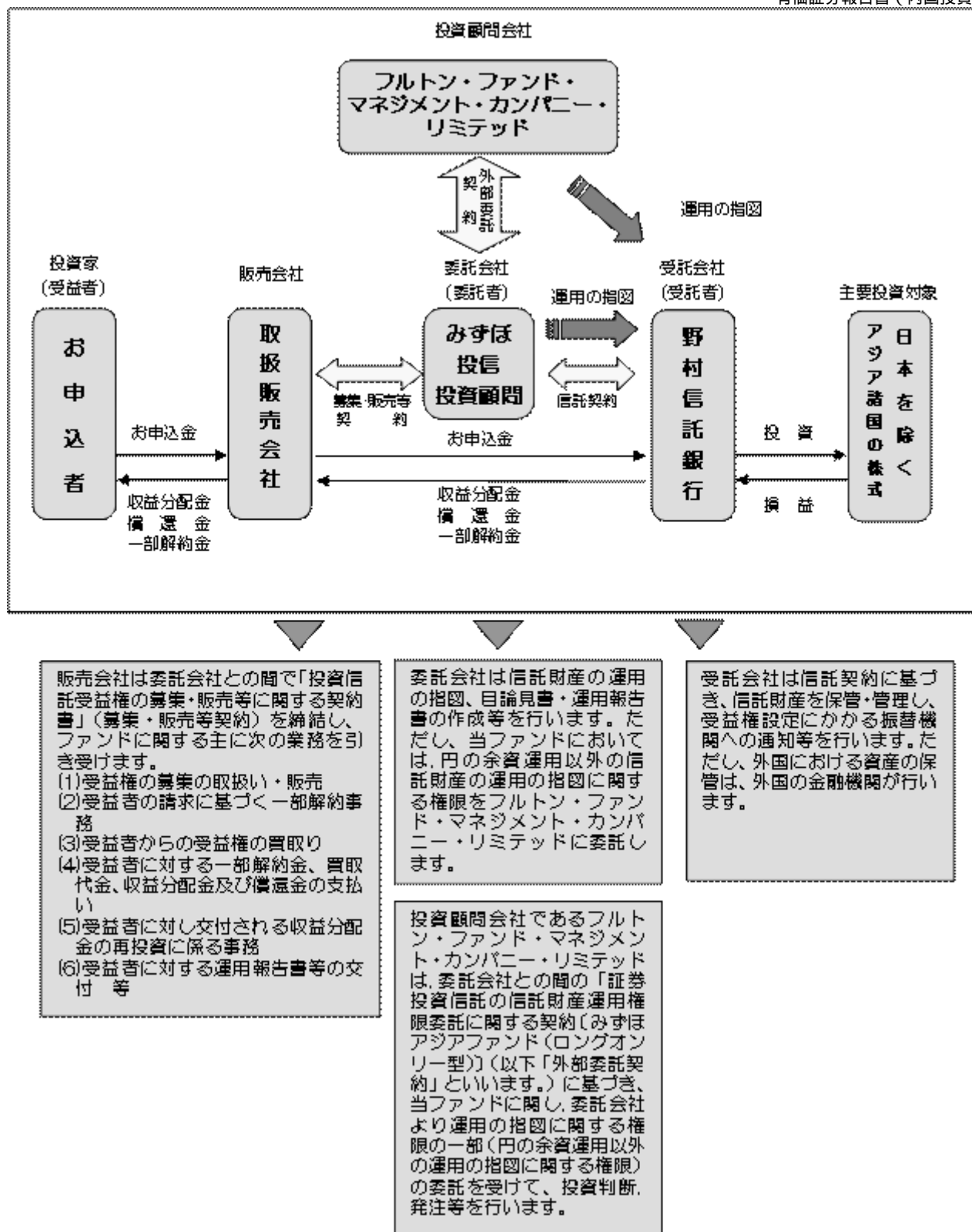
・属性区分定義

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

平成19年 3月 7日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

当ファンドの運営の仕組み



委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成24年2月末日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勧業投資顧問」
	「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
	「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3．大株主の状況(平成24年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

日本を除くアジア諸国の株式（D R [預託証券]を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．日本を除くアジア諸国の株式に投資を行い、「MSCI AC アジア 除く日本（円ベース）」^{*}をベンチマークとし、中・長期的に当該ベンチマークを上回る運用成果の獲得を目指します。

株式への直接投資に代えて、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

^{*} 「MSCI AC アジア 除く日本」とは、MSCI インク（以下、MSCI）が発表している株価指数で、MSCI が独自に算出した各国ごとの株価指数を各国の株式時価総額でウェイト付けして合成したものであり、アジアの主要10ヵ国（平成24年2月末日現在）の株式市場の動きを総合的に捉える指標として広く認知されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

< M S C I A C アジア 除く日本 採用国 > 平成24年2月末日現在

韓国、台湾、中国、香港、インド、シンガポール、
マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン

ベンチマークとは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指数のことをいいます。

- b．投資対象国は、原則としてMSCI AC アジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。

MSCI AC アジア 除く日本の採用国が変更された場合には、それにあわせて当ファンドの投資対象国も原則として変更されます。

- c．ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定した上で、各国（または地域）ごとに個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。
- d．株式への投資割合については、原則として高位を維持します。
- e．外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

f．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

g．運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトンに委託します。

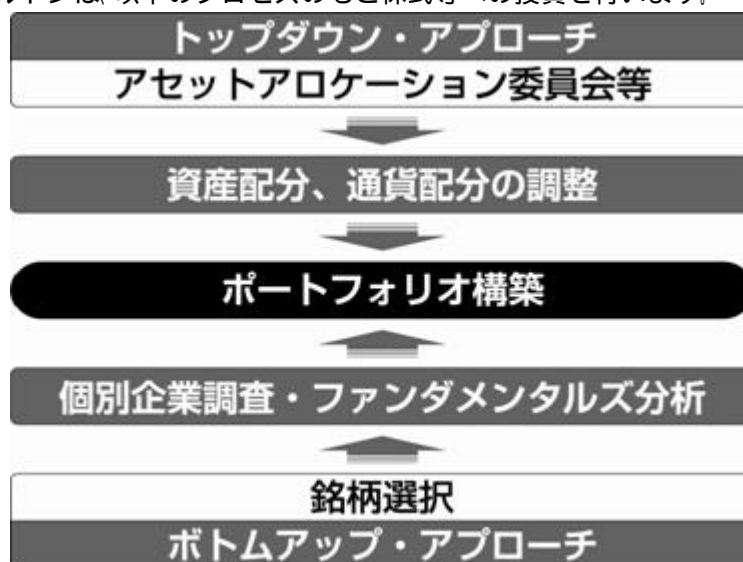
フルトンの概要

2003年12月にタマセック・ホールディングス（以下「タマセック」と称する場合があります。）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、グローバル株式、グローバル債券、グローバル為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

タマセックは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とするアジアの資産運用会社です。シンガポール、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、運用資産総額は、平成23年3月末現在、約1,930億シンガポールドル（約12.7兆円）に及びます。

ファンドの投資プロセス

1. 委託会社より当ファンドの信託財産の運用について、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたフルトンは、以下のプロセスのもと株式等への投資を行います。



- a. トップダウン・アプローチでは、アセットアロケーション委員会で世界の経済・株式・債券・為替市場見通しなどを分析するほか、週次、日次でも市場見通しの議論を行います。
- b. ボトムアップ・アプローチでは、各地域の担当ファンドマネジャーおよび主要業種についての業種別アナリストがそれぞれの視点から業界環境、個別企業における経営陣の資質、業績動向、配当の安定性や成長性、バリュエーションなどのファンダメンタルズ分析を行い、チーフファンドマネジャーも交えて議論を行ったうえで銘柄を選定します。
- c. 上記2つのアプローチを経てポートフォリオを構築します。その際は、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択の積み上げを中心とし、最終的にチーフファンドマネジャーが、市場見通しなどを踏まえて適宜、資産配分、通貨配分を調整します。なお、チーフファンドマネジャーは、ポートフォリオのリスク水準などに留意しつつ、ファンドの商品性に基づきポートフォリオを構築・管理します。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り、ます。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人が発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．～11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものならびに14. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13. および14. の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

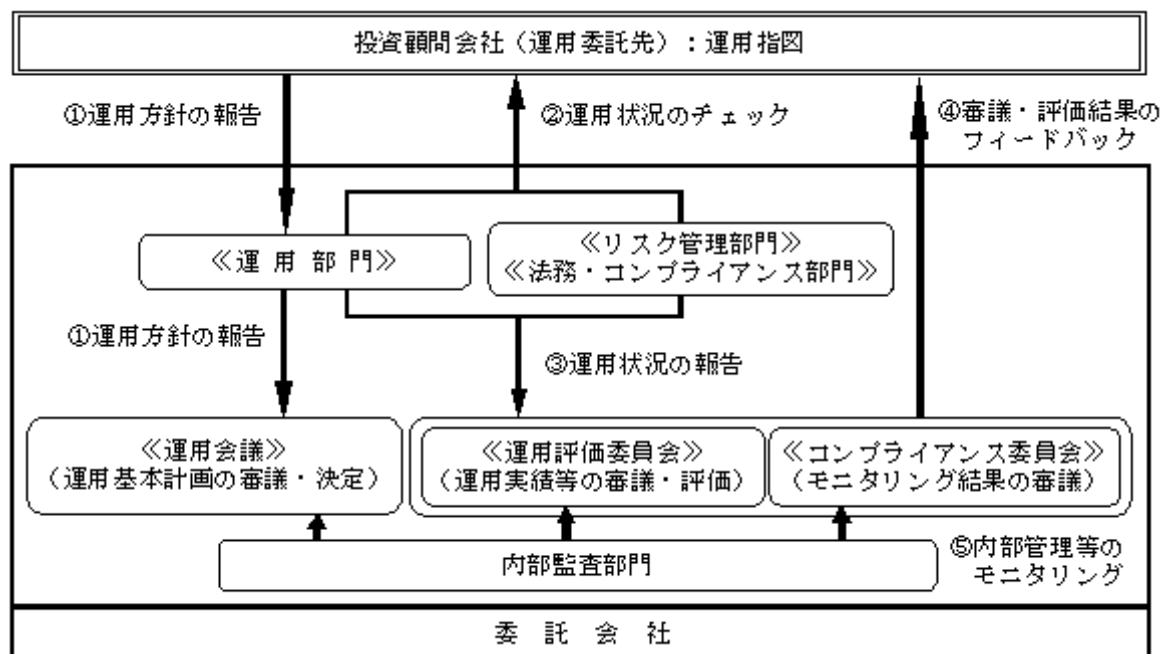
委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をフルトン（投資顧問会社）に委託します。なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。



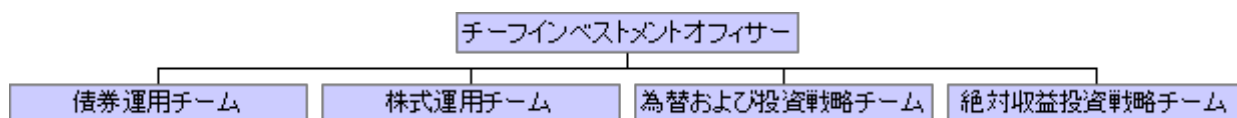
1. フルトン（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
2. 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
3. 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2. の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。

4. 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年3月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

〔フルトンの運用体制〕

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けたフルトンは、以下の体制により、株式等への投資の意思決定を行います。

フルトンでは、アセットアロケーション委員会などにより投資戦略を策定した後、債券運用チーム、株式運用チーム、為替および投資戦略チーム、絶対収益投資戦略チームにおいて、各種運用計画が策定されます。最終的にはチーフインベストメントオフィサーの承認をもって意思決定がなされます。



フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、デロイト・リスク・コンサルティング（フルトンのファンドに係る担当者は平成23年12月末現在8名程度）が業務執行の適正性、妥当性、効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎計算期末(原則として毎年2月5日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】**a . 約款で定める投資制限**

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第17条、約款第21条および約款第22条)

- 1 . 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2 . 委託会社は、取得時において同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3 . 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 4 . 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5 . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第23条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第29条)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約(約款第30条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引(約款第24条)

- 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2 . 前記1 . の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
- 3 . 信託財産の一部解約等の事由により、前記2 . の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超えた額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第25条)

- 1 . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げ

るものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- 2．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第26条)

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第27条)

- 1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第37条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・ 当ファンドは、株式などの値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定するものではありません。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先（株価連動証券を通じた場合を含みます。以下同じ。）と
なっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合に
は、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産
等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価
額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式への投資割合を原則として高位に維
持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファン
ドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合
には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状
態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリ
スクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファ
ンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価
証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一
般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意
が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での
売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、
当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

当ファンドが投資を行うアジア諸国（または地域）の市場には、市場規模が比較的小さい株式市場が含
まれるため、流動性の低下により株価が大きく下落し、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあ
ります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決め
られた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場
合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャ
ル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落
する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発
行体および株価連動証券の発行体や連動の対象となる株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、
当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替
取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合が
あります。

<収益分配金に関する留意点>

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支
払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超え
て支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落すること
になります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（２）リスク管理体制

運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたフルトンおよび委託会社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

フルトンでは、リスク管理／コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理／コンプライアンス部門は、日々ベースで、当ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスク、パフォーマンス分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

みずほ投信投資顧問においては、フルトンからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてフルトンへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

４ 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料(受益権１口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た金額とし、平成24年５月２日現在における手数料率の上限は2.1%（税抜２％）です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8375%（税抜 1.75%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
1.0815%（税抜 1.03%）	0.6615%（税抜 0.63%）	0.0945%（税抜 0.09%）

フルトンが受取る外部委託契約にかかる報酬の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.63%の率を乗じて計算される金額とし、委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支払われます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成24年2月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年2月29日現在）

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	韓国	274,158,220	22.17
		台湾	158,354,137	12.80
		中国	152,897,043	12.36
		インド	132,710,136	10.73
		ケイマン諸島	132,100,490	10.68
		香港	105,046,864	8.49
		マレーシア	83,584,454	6.76
		インドネシア	74,805,300	6.05
		シンガポール	58,123,765	4.70
		タイ	27,097,131	2.19
		フィリピン	6,538,865	0.52
		イタリア	5,992,480	0.48
	投資証券	香港	4,610,320	0.37
その他の資産	現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	20,291,027	1.64
合 計（純資産総額）		—	1,236,310,232	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】（平成24年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	業種	通貨	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 ()	帳簿価額 金 額 ()	評価額 単 価 ()	評価額 金 額 ()	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	半導 体・ 半導 体製 造装 置	韓国 ウォ ン	894	1,076,240.59	962,159,090.00	1,185,000.00	1,059,390,000.00	76,382,019	6.17
2	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港 ドル	1,038,931	5.53	5,745,288.43	5.67	5,890,738.77	61,263,683	4.95
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	株式	台湾	半導 体・ 半導 体製 造装 置	新台 湾ド ル	226,000	76.50	17,289,000.00	79.10	17,876,600.00	48,803,118	3.94
4	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	株式	韓国	資本 財	韓国 ウォ ン	16,320	28,850.00	470,832,000.00	34,200.00	558,144,000.00	40,242,182	3.25
5	KEPPEL CORP LTD	株式	シン ガ ポ ー ル	資本 財	シン ガ ポ ー ル ド ル	53,200	10.60	564,384.91	10.99	584,668.00	37,763,706	3.05

6	HYUNDAI MOTOR CO	株式	韓国	自動車・自動車部品	韓国ウォン	2,390	216,960.86	518,536,467.00	208,500.00	498,315,000.00	35,928,511	2.90
7	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	新台湾ドル	128,590	97.18	12,497,658.00	99.00	12,730,410.00	34,754,019	2.81
8	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	44,000	65.25	2,871,181.91	66.85	2,941,400.00	30,590,560	2.47
9	BAIDU INC-SPON ADR	株式	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	米ドル	2,669	134.99	360,309.84	138.29	369,096.01	29,778,666	2.40
10	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	香港ドル	13,100	185.90	2,435,290.00	200.80	2,630,480.00	27,356,992	2.21
11	JINDAL STEEL & POWER LTD	株式	インド	素材	インドルピー	26,518	555.85	14,740,030.30	593.65	15,742,410.70	26,132,401	2.11
12	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	637,000	3.87	2,470,934.27	3.80	2,420,600.00	25,174,240	2.03
13	SANDS CHINA LTD	株式	ケイマン諸島	消費者サービス	香港ドル	83,600	28.39	2,373,430.35	28.60	2,390,960.00	24,865,984	2.01
14	DR. REDDY'S LABORATORIES	株式	インド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	インドルピー	8,217	1,670.75	13,728,552.75	1,648.05	13,542,026.85	22,479,764	1.81
15	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	58,000	34.70	2,012,600.00	35.70	2,070,600.00	21,534,240	1.74
16	SAPURACREST PETROLEUM BHD	株式	マレーシア	エネルギー	マレーシアリングギット	156,700	4.99	781,933.00	5.04	789,768.00	21,244,759	1.71
17	LG CHEM LTD	株式	韓国	素材	韓国ウォン	733	406,499.99	297,964,499.00	395,000.00	289,535,000.00	20,875,473	1.68
18	INDOCEMENT TUNGAL PRAKARSA	株式	インドネシア	素材	インドネシアルピア	133,000	17,185.77	2,285,707,557.00	16,750.00	2,227,750,000.00	20,049,750	1.62
19	WISTRON CORP	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	新台湾ドル	154,022	45.00	6,930,990.00	46.35	7,138,919.70	19,489,250	1.57

20	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	株式	香港	不動産	香港 ドル	110,000	15.12	1,663,354.55	16.68	1,834,800.00	19,081,920	1.54
21	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	株式	韓国	家庭 用品・ パーソ ナル用 品	韓国 ウォン	518	480,000.00	248,640,000.00	508,000.00	263,144,000.00	18,972,682	1.53
22	YES BANK LTD	株式	インド	銀行	インド ルピー	32,585	344.75	11,233,678.75	349.35	11,383,569.75	18,896,725	1.52
23	INFOSYS LTD	株式	インド	ソフト ウェア・ サービス	インド ルピー	3,959	2,783.25	11,018,886.75	2,872.40	11,371,831.60	18,877,240	1.52
24	UNITED TRACTOR TBK PT	株式	インドネ シア	資本 財	インドネ シア ルピア	72,500	29,250.00	2,120,625,000.00	28,250.00	2,048,125,000.00	18,433,125	1.49
25	LARSEN & TOUBRO LIMITED	株式	インド	資本 財	インド ルピー	7,957	1,365.64	10,866,399.08	1,348.80	10,732,401.60	17,815,786	1.44
26	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	株式	インドネ シア	銀行	インドネ シア ルピア	291,500	7,150.00	2,084,225,000.00	6,650.00	1,938,475,000.00	17,446,275	1.41
27	IJM CORP BHD	株式	マレー シア	資本 財	マレー シア リンギット	106,200	6.00	637,200.00	5.88	624,456.00	16,797,866	1.35
28	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	株式	香港	電気 通信 サービス	香港 ドル	114,000	14.30	1,630,200.00	13.96	1,591,440.00	16,550,976	1.33
29	HDFC BANK LTD	株式	インド	銀行	インド ルピー	18,671	506.25	9,452,193.75	530.50	9,904,965.50	16,442,242	1.32
30	HYUNDAI DEPT STORE CO	株式	韓国	小売	韓国 ウォン	1,265	177,284.23	224,264,557.00	173,500.00	219,477,500.00	15,824,327	1.27

（注） 各通貨表示

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	4.22
		素材	9.65
		資本財	15.64
		自動車・自動車部品	4.48
		耐久消費財・アパレル	0.48
		消費者サービス	2.01
		小売	4.38
		食品・飲料・タバコ	1.42
		家庭用品・パーソナル用品	2.23
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.81
		銀行	14.04
		各種金融	1.95
		保険	3.64

		不動産	3.97
		ソフトウェア・サービス	7.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.36
		電気通信サービス	2.92
		半導体・半導体製造装置	12.30
	投資証券	-	0.37
合 計			98.35

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年2月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成20年2月5日	7,359	7,485	11,682	11,882
2期	平成21年2月5日	1,698	1,698	5,056	5,056
3期	平成22年2月5日	1,979	1,979	7,728	7,728
4期	平成23年2月7日	1,985	1,985	8,634	8,634
5期	平成24年2月6日	1,144	1,144	7,152	7,152
	平成23年2月末日	1,514	—	8,012	—
	平成23年3月末日	1,587	—	8,629	—
	平成23年4月末日	1,661	—	9,079	—
	平成23年5月末日	1,547	—	8,643	—
	平成23年6月末日	1,521	—	8,498	—
	平成23年7月末日	1,512	—	8,448	—
	平成23年8月末日	1,283	—	7,210	—
	平成23年9月末日	1,102	—	6,339	—
	平成23年10月末日	1,240	—	7,128	—
	平成23年11月末日	1,088	—	6,638	—
	平成23年12月末日	1,034	—	6,467	—
	平成24年1月末日	1,108	—	6,926	—
	平成24年2月29日	1,236	—	7,727	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	200.00

2期	0.00
3期	0.00
4期	0.00
5期	0.00

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	18.82
2期	56.72
3期	52.85
4期	11.72
5期	17.16

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	1,356,000	726,000	630,000
2期	34,000	328,000	336,000
3期	16,248	96,123	256,125
4期	266	26,391	230,000
5期	—	70,000	160,000

（注）第１期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後 3 時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、シンガポール証券取引所、香港証券取引所、台湾証券取引所、上海証券取引所および韓国証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前 9 時～午後 5 時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (5) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し 1,000 口単位または 1 口単位をもって解約を請求することができます。
- 解約単位は、販売会社によって異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後 3 時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、シンガポール証券取引所、香港証券取引所、台湾証券取引所、上海証券取引所および韓国証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。
- 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える(解約請求受付日の前営業日の基準価額に解約申込口数を乗じて得た額が10億円を超える場合を含みます。)解約は行えません。なお、1日1件10億円以下の金額であってもファンドの純資産総額、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により大口解約の金額に制限を設ける場合や解約の受付時間に制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株 式 : 計算日における取引所の最終相場(終値)

外貨建資産の円換算 : 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

当ファンドの基準価額は、原則として、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「アジアⅠ」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成19年3月7日から平成29年2月5日までとします。

委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年2月6日から翌年2月5日までとします。ただし、第1計算期間は平成19年3月7日から平成20年2月5日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、

計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成29年2月5日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10万口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に

対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 6．前記2．に定める変更を行う場合において、前記3．の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し、お支払いします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と投資顧問会社であるフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
- 2．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 3．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、第４期計算期間(平成22年2月6日から平成23年2月7日まで)及び、第５期計算期間(平成23年2月8日から平成24年2月6日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第４期計算期間(平成22年2月6日から平成23年2月7日まで)及び、第５期計算期間(平成23年2月8日から平成24年2月6日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

みずほアジアファンド（ロングオンリー型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間 (平成23年 2 月 7 日現在)	第5期計算期間 (平成24年 2 月 6 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	79,551,960	13,827,830
コール・ローン	2,650,483	11,599,080
株式	1,925,318,394	1,117,187,639
新株予約権証券	-	24,241
投資証券	-	9,828,299
未収入金	11,355,602	23,257,121
未収配当金	24,464	-
未収利息	3	15
流動資産合計	2,018,900,906	1,175,724,225
資産合計	2,018,900,906	1,175,724,225
負債の部		
流動負債		
未払金	14,246,884	20,705,430
未払受託者報酬	961,333	545,500
未払委託者報酬	17,731,182	10,061,432
その他未払費用	53,344	30,246
流動負債合計	32,992,743	31,342,608
負債合計	32,992,743	31,342,608
純資産の部		
元本等		
元本	2,300,000,000	1,600,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	314,091,837	455,618,383
元本等合計	1,985,908,163	1,144,381,617
純資産合計	1,985,908,163	1,144,381,617
負債純資産合計	2,018,900,906	1,175,724,225

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期計算期間 (自 平成22年 2 月 6 日 至 平成23年 2 月 7 日)	第5期計算期間 (自 平成23年 2 月 8 日 至 平成24年 2 月 6 日)
営業収益		
受取配当金	39,082,013	24,736,605
配当株式	535,667	-
受取利息	6,466	1,180
有価証券売買等損益	329,392,138	158,480,529
為替差損益	87,502,503	127,824,614
その他収益	-	572,501
営業収益合計	281,513,781	260,994,857
営業費用		
受託者報酬	1,907,277	1,292,337
委託者報酬	35,178,562	23,836,333
その他費用	20,446,338	11,733,019
営業費用合計	57,532,177	36,861,689
営業利益又は営業損失（ ）	223,981,604	297,856,546
経常利益又は経常損失（ ）	223,981,604	297,856,546
当期純利益又は当期純損失（ ）	223,981,604	297,856,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	15,760,382	59,418,643
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	581,985,411	314,091,837
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,375,124	96,911,357
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,375,124	96,911,357
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	702,772	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	702,772	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	314,091,837	455,618,383

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第４期計算期間 （自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）	第５期計算期間 （自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 個別法により時価に基づいて評価しております。	株式・新株予約権証券・投資証券 原則として時価で評価しております。
２ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３ 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、株式の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 同左 有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
４ その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成22年2月6日から平成23年2月7日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成23年2月8日から平成24年2月6日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	第４期計算期間 （平成23年2月7日現在）	第５期計算期間 （平成24年2月6日現在）
１ 計算期間末日の受益権総口数		230,000口	160,000口
２ 元本の欠損金額		純資産額は元本を314,091,837円下回っております。	純資産額は元本を455,618,383円下回っております。
３ 期末１口当たりの純資産の額		8,634 円	7,152 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期計算期間 （自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）	第５期計算期間 （自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
（単位：円）	（単位：円）

1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	12,715,295	1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	8,599,022
2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,618,044円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,268,629円）、分配準備積立金（348,324,424円）より、分配対象収益は416,211,097円（1口当たり1,809円）であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。		2 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,926,330円）、分配準備積立金（264,936,451円）より、分配対象収益は290,862,781円（1口当たり1,817円）であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。	

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

第 4 期計算期間 （自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）	第 5 期計算期間 （自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 4 期計算期間 （自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）	第 5 期計算期間 （自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。	同左

3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第 4 期計算期間 (平成23年2月7日現在)	第 5 期計算期間 (平成24年2月6日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 株式、新株予約権証券、投資証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
-----------------------------	--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 4 期計算期間（自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	167,970,830
合計	167,970,830

第 5 期計算期間（自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	767,321
新株予約権証券	10,119
投資証券	541,749
合計	235,691

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期計算期間 （自 平成22年2月6日 至 平成23年2月7日）	第 5 期計算期間 （自 平成23年2月8日 至 平成24年2月6日）
---	---

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左
--	----

（その他の注記）

項 目	期別	第 4 期計算期間 （平成23年2月7日現在）	第 5 期計算期間 （平成24年2月6日現在）
1 期首元本額		2,561,250,000 円	2,300,000,000 円
期中追加設定元本額		2,660,000 円	— 円
期中一部解約元本額		263,910,000 円	700,000,000 円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

有価証券明細表

みずほアジアファンド（ロングオンリー型）

（平成24年2月6日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	466,000	3.92	1,826,720.00	
	AIA GROUP LTD	47,200	26.15	1,234,280.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	32,500	26.60	864,500.00	
	BAOXIN AUTO GROUP LTD	96,000	8.56	821,760.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	101,000	13.52	1,365,520.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	42,000	20.60	865,200.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	53,000	22.10	1,171,300.00	
	CHINA MOBILE LIMITED	1,000	79.00	79,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	84,000	14.96	1,256,640.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	58,000	34.70	2,012,600.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	126,000	14.30	1,801,800.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP	63,800	13.62	868,956.00	
	CLP HOLDINGS LIMITED	3,500	63.10	220,850.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	3,800	137.00	520,600.00	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	12,000	76.40	916,800.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	1,038,931	5.53	5,745,288.43	
	INTIME DEPARTMENT STORE	30,000	9.29	278,700.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	34,000	65.15	2,215,100.00	
	PRADA SPA	13,400	39.75	532,650.00	
	SANDS CHINA LTD	71,600	28.25	2,022,700.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	12,000	109.60	1,315,200.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	13,100	185.90	2,435,290.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	30,000	45.60	1,368,000.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	74,500	15.48	1,153,260.00	
香港・ドル	小計	2,507,331		32,892,714.43	
	銘柄数	24		(324,651,091)	
	組入時価比率	28.4%		29.0%	

韓国・ウォン	AMOREPACIFIC CORP	116	980,000.00	113,680,000.00	
	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	16,320	28,850.00	470,832,000.00	
	DUKSAN HI-METAL CO LTD	7,454	24,700.00	184,113,800.00	
	HYNIX SEMICONDUCTOR INC	6,210	26,300.00	163,323,000.00	
	HYUNDAI DEPT STORE CO	1,070	178,000.00	190,460,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	1,832	78,600.00	143,995,200.00	
	HYUNDAI MOBIS	1,147	270,500.00	310,263,500.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	1,927	216,500.00	417,195,500.00	
	LG CHEM LTD	733	406,500.00	297,964,500.00	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	518	480,000.00	248,640,000.00	
	NCSOFT CORPORATION	786	266,500.00	209,469,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	815	1,066,000.00	868,790,000.00	
韓国・ウォン	小計 銘柄数 組入時価比率	38,928 12 21.7%		3,618,726,500.00 (247,882,765) 22.2%	
新台湾・ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	87,590	95.50	8,364,845.00	
	MEDIATEK INC	11,000	292.00	3,212,000.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	24,000	162.00	3,888,000.00	
	TAIWAN CEMENT	109,000	36.95	4,027,550.00	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	61,000	78.30	4,776,300.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	226,000	76.50	17,289,000.00	
	TXC CORP	113,219	44.20	5,004,279.80	
	WISTRON CORP	154,022	45.00	6,930,990.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	256,345	17.70	4,537,306.50	
新台湾・ドル	小計 銘柄数 組入時価比率	1,042,176 9 13.1%		58,030,271.30 (150,298,402) 13.5%	
インド・ルピー	DR. REDDY'S LABORATORIES	8,217	1,670.75	13,728,552.75	
	HDFC BANK LTD	18,671	506.25	9,452,193.75	
	INFOSYS LTD	3,959	2,783.25	11,018,886.75	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	26,518	555.85	14,740,030.30	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	5,526	1,354.60	7,485,519.60	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,491	1,240.85	6,813,507.35	
	YES BANK LTD	32,585	344.75	11,233,678.75	
インド・ルピー	小計 銘柄数 組入時価比率	100,967 7 10.3%		74,472,369.25 (118,411,067) 10.6%	
マレーシア・リングgit	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	45,900	7.00	321,300.00	
	DIALOG GROUP BHD	185,600	2.46	456,576.00	
	DIALOG GROUP(NEW)	31,800	2.46	78,228.00	
	GAMUDA BHD	101,200	3.90	394,680.00	
	IJM CORP BHD	151,500	6.00	909,000.00	
	KENCANA PETROLEUM BHD	109,700	3.20	351,040.00	
	SAPURACREST PETROLEUM BHD	156,700	4.99	781,933.00	
マレーシア・リングgit	小計 銘柄数 組入時価比率	782,400 7 7.3%		3,292,757.00 (83,668,955) 7.5%	
インドネシア・ルピア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	28,000	78,750.00	2,205,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	291,500	7,150.00	2,084,225,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	113,500	17,100.00	1,940,850,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	121,000	6,900.00	834,900,000.00	

インドネシア・ルピア	UNITED TRACTOR TBK PT	72,500	29,250.00	2,120,625,000.00	
	小計	626,500		9,185,600,000.00	
	銘柄数	5		(78,077,600)	
	組入時価比率	6.8%		7.0%	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP LTD	46,200	10.57	488,334.00	
	SEMBCORP MARINE LTD	35,000	4.85	169,750.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	2,000	17.46	34,920.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	32,000	5.65	180,800.00	
シンガポール・ドル	小計	115,200		873,804.00	
	銘柄数	4		(53,703,993)	
	組入時価比率	4.7%		4.8%	
米・ドル	BAIDU INC-SPON ADR	2,455	134.53	330,271.15	
米・ドル	小計	2,455		330,271.15	
	銘柄数	1		(25,272,348)	
	組入時価比率	2.2%		2.3%	
タイ・パーツ	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	34,800	131.50	4,576,200.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	66,849	67.25	4,495,595.25	
タイ・パーツ	小計	101,649		9,071,795.25	
	銘柄数	2		(22,407,334)	
	組入時価比率	2.0%		2.0%	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	8,900	379.00	3,373,100.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	46,590	80.40	3,745,836.00	
フィリピン・ペソ	小計	55,490		7,118,936.00	
	銘柄数	2		(12,814,084)	
	組入時価比率	1.1%		1.1%	
合計		5,373,096		1,117,187,639	
				(1,117,187,639)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

みずほアジアファンド（ロングオンリー型）

（平成24年2月6日現在）

種類	通貨	銘柄	口数・証券数	評価額	備考
投資証券					
	香港・ドル	LINK REIT	35,500.000	995,775.00	
	香港・ドル		35,500.000	995,775.00	
	小計	銘柄数	1	(9,828,299)	
		組入時価比率	0.9%	99.8%	
投資証券 合計				9,828,299	
				(9,828,299)	
新株予約権証券					
	マレーシア・リングgit	DIALOG GROUP WARRANT	15,900.00	954.00	
	マレーシア・リングgit		15,900.00	954.00	
	小計	銘柄数	1	(24,241)	
		組入時価比率	0.0%	0.2%	
新株予約権証券 合計				24,241	
				(24,241)	
合計				9,852,540	
				(9,852,540)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入 新株予約権証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式	1	100.0%	—	—	2.2%
香港・ドル	投資証券	1	—	—	2.9%	29.8%
	株式	24	97.1%	—	—	
シンガポール・ドル	株式	4	100.0%	—	—	4.8%
マレーシア・リングgit	株式	7	100.0%	—	—	7.4%
	新株予約権証券	1	—	0.0%	—	
タイ・バーツ	株式	2	100.0%	—	—	2.0%
フィリピン・ペソ	株式	2	100.0%	—	—	1.1%
インドネシア・ルピア	株式	5	100.0%	—	—	6.9%
韓国・ウォン	株式	12	100.0%	—	—	22.0%
新台湾・ドル	株式	9	100.0%	—	—	13.3%
インド・ルピー	株式	7	100.0%	—	—	10.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年2月29日現在）

資産総額（円）	1,242,472,926
負債総額（円）	6,162,694
純資産総額（ - ）（円）	1,236,310,232
発行済口数（口）	160,000
1口当たり純資産額（ / ）（円）	7,727

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

（3）受益者に対する特典

ありません。

（4）譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年 2 月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成24年 2 月末日現在)

会社の組織図

a 運用の基本計画決定に関する会議

41/77

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年2月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	285,652,734,916
追加型株式投資信託	223	1,960,373,013,833
追加型金銭信託受益権投資信託	12	15,240,715,104
単位型株式投資信託	32	47,775,809,047
合計	282	2,309,042,272,900

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表、並びに、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	1,156	884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	1 394,097	1 331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	1 16,303	1 13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445

会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130
資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,695	129,413
評価・換算差額等合計	88,695	129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		

受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289
有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		

前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
純資産合計		

前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左

(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
—	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	（損益計算書） 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	
--	--

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年 3月31日)	当事業年度 (平成23年 3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 100,662千円 工具、器具及び備品 309,801千円 リース資産 28,441千円 ソフトウェア 40,224千円 その他無形固定資産 513千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 125,887千円 工具、器具及び備品 326,576千円 リース資産 23,644千円 ソフトウェア 15,999千円 その他無形固定資産 585千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額
366,120,360円
2) 1株当たり配当額
348円
3) 基準日
平成21年 3月31日
4) 効力発生日
平成21年 6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年 6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額
179,903,970円
2) 配当の原資
利益剰余金
3) 1株当たり配当額
171円
4) 基準日
平成22年 3月31日
5) 効力発生日
平成22年 6月16日

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成22年 6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額	179,903,970円			

2) 1株当たり配当額	171円
3) 基準日	平成22年3月31日
4) 効力発生日	平成22年6月16日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
1) 配当金の総額	357,703,800円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	340円
4) 基準日	平成23年3月31日
5) 効力発生日	平成23年6月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	936
資産計	23,125,941	23,125,004	936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
(3) 未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
(4) 未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
(5) 長期差入保証金	559,445	559,292	153
資産計	24,456,107	24,455,953	153
(1) 未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債**（１）未払手数料**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券
其他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
其他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

（有価証券関係）

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	19,760	14,345	5,414
債券	25,030	25,008	21
証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	43,610	63,670	20,060
債券	-	-	-
証券投資信託	3,635,744	3,794,116	158,372
小計	3,679,354	3,857,786	178,432
合計	5,330,306	5,479,852	149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	10,800	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

3 当事業年度中に解約・償還した其他有価証券（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年 3 月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	54,139	83,790	29,651
債券	-	-	-
証券投資信託	2,237,688	2,454,593	216,904
小計	2,291,828	2,538,383	246,555
合計	3,886,476	4,104,674	218,197

2 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,857	-	382
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	382

3 当事業年度中に解約・償還した其他有価証券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	25,000	-	8
証券投資信託	1,370,297	6,769	5,719
合計	1,395,297	6,769	5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年3月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	11,477
合計			259,542	-	5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注 1)	577,943千円
年金資産		656,904千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		78,961千円

(注 1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注 1)	144,536千円
退職給付費用		144,536千円

(注 1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注 1)	634,292千円
年金資産		768,441千円
退職給付引当金		—
前払年金費用		134,149千円

(注 1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注 1)	185,741千円
退職給付費用		185,741千円

(注 1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 繰延税金資産	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 繰延税金資産

有価証券償却超過額	13,915千円	有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円	ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円	賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円	退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円	未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	7,900千円	時効後支払損引当金	9,297千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円	資産除去債務費用	7,259千円
その他	81,394千円	その他有価証券評価差額金	88,784千円
繰延税金資産小計	460,278千円	その他	133,834千円
評価性引当額	58,322千円	繰延税金資産小計	587,870千円
繰延税金資産合計	401,956千円	評価性引当額	62,448千円
繰延税金負債		繰延税金資産合計	525,421千円
前払年金費用	32,129千円	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	32,129千円	前払年金費用	54,585千円
繰延税金資産の純額	369,827千円	繰延税金負債合計	54,585千円
		繰延税金資産の純額	470,836千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
評価性引当額	2.12%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.05%		
住民税等均等割	0.59%		
その他	0.02%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%		

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者是不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 21,246.82円	1株当たり純資産額 21,718.48円
1株当たり当期純利益金額 343.99円	1株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,197,856

有価証券	20,851
未収委託者報酬	1,544,294
未収運用受託報酬	945,508
繰延税金資産	179,721
その他	294,152
貸倒引当金	995
流動資産合計	20,181,388
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	197,015
工具、器具及び備品（純額）	127,334
リース資産（純額）	6,760
有形固定資産合計	1 331,110
無形固定資産	13,097
投資その他の資産	
投資有価証券	4,009,230
長期差入保証金	521,824
繰延税金資産	216,662
その他	172,277
投資その他の資産合計	4,919,995
固定資産合計	5,264,202
資産合計	25,445,590
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,826
未払金	698,664
未払費用	1,045,246
未払法人税等	192,972
未払消費税等	71,950
賞与引当金	332,860
その他	73,601
流動負債合計	2,419,121
固定負債	
リース債務	11,783
役員退職慰労引当金	137,587
時効後支払損引当金	21,462
その他	735
固定負債合計	171,568
負債合計	2,590,689
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584

その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,125,578
利益剰余金合計	16,258,763
株主資本合計	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	165,937
評価・換算差額等合計	165,937
純資産合計	22,854,901
負債純資産合計	25,445,590

(5) 中間損益計算書

(単位：千円)

第49期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	8,360,403
運用受託報酬	1,113,420
営業収益計	9,473,824
営業費用及び一般管理費	1 8,866,349
営業利益	607,474
営業外収益	
受取配当金	1,483
受取利息	5,984
有価証券解約益	4,113
有価証券償還益	2,019
時効到来償還金等	2,018
その他	9,738
営業外収益計	25,358
営業外費用	
有価証券解約損	15,045
時効後支払損引当金繰入額	19,272
その他	3,871
営業外費用計	38,190
経常利益	594,642
特別利益	
受取和解金	120,735
特別利益計	120,735
特別損失	
投資有価証券売却損	35,755
和解費用	2,335
特別損失計	38,091
税引前中間純利益	677,287
法人税、住民税及び事業税	178,012
法人税等調整額	99,509
法人税等合計	277,522
中間純利益	399,765

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第49期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		2,045,600
当中間期末残高		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		2,266,400
当中間期末残高		2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高		2,450,074
当中間期末残高		2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高		4,716,474
当中間期末残高		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		128,584
当中間期末残高		128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高		104,600
当中間期末残高		104,600
退職慰労積立金		
当期首残高		100,000
当中間期末残高		100,000
別途積立金		
当期首残高		9,800,000
当中間期末残高		9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		6,083,517
当中間期変動額		
剰余金の配当		357,703
中間純利益		399,765
当中間期変動額合計		42,061
当中間期末残高		6,125,578
利益剰余金合計		
当期首残高		16,216,701
当中間期変動額		
剰余金の配当		357,703
中間純利益		399,765
当中間期変動額合計		42,061
当中間期末残高		16,258,763
株主資本合計		

当期首残高	22,978,776
当中間期変動額	
剰余金の配当	357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,523
当中間期変動額合計	36,523
当中間期末残高	165,937
評価・換算差額等合計	
当期首残高	129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,523
当中間期変動額合計	36,523
当中間期末残高	165,937
純資産合計	
当期首残高	22,849,363
当中間期変動額	
剰余金の配当	357,703
中間純利益	399,765
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	36,523
当中間期変動額合計	5,537
当中間期末残高	22,854,901

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第49期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5 年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第49期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第49期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第49期中間会計期間末 (平成23年 9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	496,660千円

（中間損益計算書関係）

	第49期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
--	--

1 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	33,171千円 364千円
-----------	------------------	-------------------

（中間株主資本等変動計算書関係）

第49期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日至 平成23年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月14日 定時株主総会	普通株式	357,703千円	340円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月15日

（リース取引関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第49期中間会計期間末(平成23年 9 月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位： 千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	17,197,856	17,197,856	-
（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,726,094	3,726,094	-
（3）未収委託者報酬	1,544,294	1,544,294	-
（4）未収運用受託報酬	945,508	945,508	-
（5）長期差入保証金	521,824	520,684	1,139
資産計	23,935,578	23,934,438	1,139
（1）未払手数料	660,033	660,033	-
負債計	660,033	660,033	-
デリバティブ取引（ 1 ）			

ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-
-----------------	-----	-----	---

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第49期中間会計期間末（平成23年９月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	15,824	20,120	4,295
証券投資信託	3,710,269	3,985,753	275,484

小計	3,726,094	4,005,873	279,779
合計	3,726,094	4,005,873	279,779

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成23年 9月30日現在）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成23年 9月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引	投資有価証券	62,370	-	1,470
	売建	投資有価証券	253,260	-	735
	買建				
合計			315,630	-	735

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第49期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第49期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（一株当たり情報）

第49期中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
--

1 株当たり純資産額	21,723.74円
1 株当たり中間純利益金額	379.97円

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）算定上の基礎

1 1 株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	399,765千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	399,765千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第49期中間会計期間末（平成23年 9 月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	100万シンガポールドル	有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。
(3) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注)資本金の額...平成23年9月末日現在
平成23年12月末日現在

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。
- (2) 投資顧問会社

フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

(3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年5月2日現在、該当事項はありません。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年5月2日 有価証券報告書

平成23年5月2日 有価証券届出書

平成23年11月4日 半期報告書

平成23年11月4日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年3月23日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほアジアファンド(ロングオンリー型)の平成23年2月8日から平成24年2月6日までの第5期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほアジアファンド(ロングオンリー型)の平成24年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月6日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 江見 睦生 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 3月15日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほアジアファンド（ロングオンリー型）の平成22年2月6日から平成23年2月7日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほアジアファンド（ロングオンリー型）の平成23年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 15 日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 47 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成 22 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。